



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
9月2日
第339号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

- 木材業者の登録(森林政策課)..... 1
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課)..... 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課)..... 2
- 道路の供用開始(道路保全課)..... 2

○ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課)..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課)..... 3
- 令和4年度後期技能検定実施公告(労働雇用政策課)..... 4
- 県営土地改良事業計画決定公告(耕地課)..... 6
- 公共測量実施公告(監理課)..... 7

○ 県 税 事 務 所 公 告

- 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部)..... 7

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

- 土地改良区役員退任および就任公告(高島)..... 8

○ 正 誤

- ※令和4年8月19日付け号外(i)滋賀県条例第36号中..... 8

告 示

滋賀県告示第349号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
中部森林整備事務所	東近江市川南町833	川南林業 代表 川南政宗

滋賀県告示第350号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所	事業所の	申請者の名称およ	主たる事務所	サービス	介護保険
-----	------	----------	--------	------	------

の名称	所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	の所在地	の種類	指定年月日	事業所番号
ケア21草津	草津市平井一丁目7-1	株式会社ケア21 代表取締役 依田雅	大阪府大阪市 北区堂島二丁目2番2号	訪問介護	令和4.9.1	2570601852

滋賀県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
ニシムラ薬局	大津市国分一丁目9-25	薬局	令和4.8.22

滋賀県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年9月2日から令和4年9月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
木之本長浜線	長浜市相撲町字郷地1907番地先から 長浜市祇園町字八ノ坪21番3地先まで	令和4.9.2	L=199.3m

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ケーズデンキ近江八幡店 近江八幡市土田町1400番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本正彦
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本正彦 ほか未定
- 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年4月18日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,129平方メートル
- 駐車場の収容台数 179台
- 駐輪場の収容台数 23台
- 荷さばき施設の面積 66.5平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 20.5立方メートル
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時30分から21時45分まで
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時から22時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 届出年月日 令和4年8月17日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 令和4年9月2日から令和5年1月4日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年1月4日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー長浜店 長浜市祇園町字ハタチ337番1ほか

2 意見の概要 長浜市からの意見

(1) 早朝および夜間の騒音発生に注意してください。

(2) 長浜市中高層等建築物に関する指導要綱(平成18年長浜市告示第122号)の届出が必要です。

(3) 長浜市屋外広告物条例(平成23年長浜市条例第45号)に定める第5種地域です。許可申請を要します。

(4) 周辺の交通環境保持に留意するとともに、通勤、通学時間帯における搬出入には十分注意してください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和4年9月2日から令和4年10月3日まで

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス今津店 高島市今津町弘川字葎元650番ほか

2 意見の概要 高島市からの意見

(1) 市街化を視野に入れた計画的な土地利用を進めていくため、周辺の住環境との調和に配慮してください(協議不要)。

(2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)や振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく、特定施設の設置や特定建設作業を実施される場合は事前に高島市役所環境政策課に届出をしてください。

(3) 工事に伴う騒音、振動、粉じんおよび濁水の発生防止に努めてください。

(4) 水質汚濁が生じないように、排水対策には万全を期してください。

(5) 土地の改変等造成には、土壌汚染の恐れがない良質土により施行してください。

(6) 高島市環境基本条例(平成17年高島市条例第371号)および高島市未来へ誇れる環境保全条例(平成19年高島市条例第43号)を遵守してください。

(7) ごみ集積所について、新たにごみ集積所を設置される場合は事前に高島市役所環境政策課と協議してください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地

(2) 縦覧期間 令和4年9月2日から令和4年10月3日まで

令和4年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和4年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 実施する検定職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形
- (2) 1級および2級 鍛造(ハンマ型鍛造作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)および広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)
- (3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業およびシーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)
- (4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	18,200円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
和 裁	13,300円
テクニカルイラストレーション	13,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円
電 気 製 図	13,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	15,100円	6,100円
和 裁	13,300円	4,300円
テクニカルイラストレーション	13,300円	4,300円

機械・プラント製図	13,300円	4,300円
電気製図	13,300円	4,300円
その他の職種	18,200円	9,200円

(イ) 3級

a 学生等

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
機 械 検 査	10,100円	2,900円
和 裁	8,900円	2,900円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,900円	2,900円
そ の 他 の 職 種	12,200円	3,200円

b 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料	
	一般	若年者
機 械 検 査	15,100円	6,100円
和 裁	13,300円	4,300円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,300円	4,300円
そ の 他 の 職 種	18,200円	9,200円

注1 (ウ)および(イ)において「若年者」とは、令和4年4月1日現在において年齢25歳未満の者をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

(a) 技能検定の受験の申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。

(b) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者でないこと。

注2 (イ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生をいう。

イ 実施期日 実技試験は、令和4年12月5日(月)から令和5年2月12日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受験申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和4年11月28日(月)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 実際に支払う必要のある受検手数料の額および手続については、受検案内および滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級および2級	令和5年1月22日(日)
電気機器組立て、内燃機関組立て	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特 級	令和5年1月29日(日)
工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1級および2級	

造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3 級	令和5年2月5日(日)
バルコニー施工	単一等級	
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、広告美術仕上げ	1級および 2 級	
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工	3 級	

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和4年10月3日(月)から令和4年10月14日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。なお、郵送による場合は、令和4年10月14日(金)までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きの上、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手140円分を同封し、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 令和5年3月10日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和5年3月10日(金)から令和5年4月10日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和4年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和5年3月10日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営愛西地区土地改良事業(かんがい排水事業)に係る土地改良事業計画を令和4年8月23日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営愛西地区土地改良事業(かんがい排水事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課および彦根市稲枝支所
- 3 縦覧期間 令和4年9月2日から令和4年10月4日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年10月19日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和4年8月22日から令和5年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市中羽田町、上羽田町
- 3 作業の期間 令和4年9月1日から令和4年11月30日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量、路線測量、基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市西浅井町菅浦
- 3 作業の期間 令和4年8月26日から令和4年11月8日まで

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年9月2日

滋賀県中部県税事務所長 田 中 佳 子

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9217956号	令和5.4.20	東近江市林田町384番地 大澤雅史	令和4.8.17

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岸脇土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年9月2日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河原田 善 政	高島市今津町岸脇393番地
〃	河原田 市 三	同 所366番地
〃	河原田 作 蔵	同 所284番地
〃	遠 藤 隆 男	同 所850番地
〃	河原田 豊 明	同 所329番地
監 事	河原田 正 則	同 所370番地4
〃	河原田 順 一	同 所323番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河原田 善 政	高島市今津町岸脇393番地
〃	河原田 順 一	同 所323番地
〃	河原田 豊 明	同 所329番地
〃	河原田 勉	同 所301番地
〃	河原田 清 宏	同 所299番地
監 事	河原田 作 蔵	同 所284番地
〃	古 田 嘉 孝	同 所894番地

正 誤

令和4年8月19日付け号外(i)滋賀県条例第36号中

ページ	行	誤	正
12	18	(令和4年滋賀県条例第 号)	(令和4年滋賀県条例第36号)